

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社事業は、「美と健康」に関連した生活必需品を取り扱う中間流通業者であり、自社の生産性向上はもとより、サプライチェーン全体の最適化・効率化をステークホルダーとともに推進することで、社会的役割を果たしてまいります。また、経営の透明性と健全性を確保できるガバナンス体制の構築並びに適切な情報開示と株主との対話を通じて、持続的成長を重視した取組みを行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2<2>: 招集通知の早期発送、発送前開示】

当社は、株主が総会議案を十分検討できるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、その早期発送に努めておりますが、招集通知に記載する情報の電子的な公表については、招集通知発送当日にTDnetや自社ウェブサイトにより行っております。今後、招集通知発送までの間の電子的な公表を検討してまいります。

【補充原則1-2<4>: 招集通知の英訳】

当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用しておりますが、海外投資家への情報開示に努めるため、招集通知の英訳対応についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4: いわゆる政策保有株式】

政策保有株式は、持続的成長に向けて、取引先との長期的・安定的な関係の構築・強化による取引深耕・拡大を目的として保有しております。

主要な政策保有株式の発行企業とは取引関係にあります。長期的・安定的な取引継続による当社の成長に資する株式の保有であり、保有することに関して合理性があると判断しております。

また保有株式の議決権については、取引先の企業価値向上に資することを前提に、取引関係強化に活かす方向で行使しております。

【原則1-7: 関連当事者間の取引】

当社には親会社である株式会社メディopalホールディングスが存在しておりますが、同社は純粋持株会社であり、また親会社グループの他の事業会社と当社の間では事業領域の棲み分けがなされており、親子間の取引または親会社グループ傘下の他の事業会社との取引は僅少となっております。

グループ内での取引については、当社利益または株主共同の利益を害することがないよう、必要に応じて第三者の評価も交え、一般に公正妥当な条件に基づく取引を実施する仕組みを構築し、かつ親会社グループに関連する取引については、有価証券報告書において開示しております。

また、親会社グループ及び関連当事者との取引については、取締役会での決議はじめ事前承認を受ける仕組みを構築し、毎年、取引の状況について確認を実施しております。

【原則3-1: 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念及び中期経営計画は、当社HPIにおいて記載しております。

1. 経営理念(PALTAC MIND)

<http://www.paltac.co.jp/wish/index.html>

2. 中期経営計画

<http://www.paltac.co.jp/tomorrow/plan.html>

(ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

中長期的な経営戦略の達成に向けて、優秀な人材を引き付けるに足るインセンティブと経営環境や外部の客観的なデータ等を考慮し、世間水準、経営成績や配当状況、従業員給与とのバランスを総合的に勘案した水準としております。

取締役の報酬は、職務執行の対価としての役位に応じた固定報酬と、業績によって変動する賞与により構成しており、株主総会で承認を得た上限金額(年間750百万円)の範囲内で独立社外取締役出席の取締役会で決議しております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補・経営陣幹部については、健康で旺盛なる活動意欲をもって、豊かな経験の上に創造力と理論的思考能力を備え、しかも優れた識見人格者であることを基準として設け、取締役会・経営陣のバランス等も考慮し総合的に判断し選任・指名しております。

監査役候補については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができる者であることを基準として設け、適材適所の観点も踏まえ、総合的に判断し指名しております。

上記方針に基づき、独立社外取締役出席の取締役会で決議しております。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補者及び社外監査役選任候補の選任事由につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類に記載しております。また、取締役候補者及び監査役候補者につきましては、経歴を株主総会招集ご通知の参考書類に記載しております。

(<http://www.paltac.co.jp/tomorrow/material.html>)

【補充原則4-1<1>:取締役会の役割・責務】

取締役会において判断・決定すべき事項として、会社法に定める取締役会決議事項のほか、経営方針や重要な組織・人事に関する事項などの重要性を基準とした事項を取締役会規則において明確化し、効率的かつ迅速な意思決定ができる制度を構築しております。

取締役会において付議されない事項については、業務分掌規則及び職務権限規則に基づき担当分野、役位毎に権限を明確化し、決裁の迅速化と透明性を確保しております。

【原則4-8:独立社外取締役の有効な活用】

当社では、持続的成長に寄与することを期して、社外取締役を2名選任し、これまでの経歴で培われた豊富な経験と知識等を当社の経営に活かして頂いております。

【原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法や株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たす独立社外取締役を選定しております。

【補充原則4-11<1>:取締役会の実効性の確保】

当社は持株会社ではなく事業会社であることを鑑み、取締役会が適切かつ機動的な意思決定と業務執行の監督ができるよう営業、物流・システム、財務、総務などの豊富な経験や知識を有した社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会的な視点から成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べるができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針としております。現在、取締役会は、独立役員である社外取締役2名(うち、女性1名)を含む14名で構成されております。

【補充原則4-11<2>:役員の兼任】

他の上場会社の役員等の兼任状況は、有価証券報告書における役員の状況に記載のとおりです。なお、現在、当社の社外取締役の兼任はありません。また、取締役のうち1名は、親会社グループにおける「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」セグメントの代表者として、当社の業績等の報告、業界動向の説明を行うだけでなく、親会社に対する当社としての適切な主張等を行うことにより、親会社からの独立性を確保することを目的として親会社の取締役を兼任しております。

【補充原則4-11<3>:取締役会の評価】

当社の取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されております。

- (1)取締役会規則に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則毎月開催することにより、適時・適切に審議しております。
- (2)取締役会で円滑かつ活発な議論を行い、十分な検討を行うため、必要に応じて事前に内容を説明しております。
- (3)経営状況や業務執行状況について定期的な報告を受け、適切なリスク管理及び業務執行の監督を実施しております。
- (4)テレビ会議システムを必要に応じて活用し、迅速かつ効率的に取締役会を開催しております。
- (5)重要案件を的確に審議するため、経営環境の変化に応じて、適宜取締役会規則に定める付議事項を見直しております。

【補充原則4-14<2>:取締役・監査役トレーニング】

当社の経営幹部については、各自が必要な知識等を習得できるよう、適宜外部の研修・セミナー等を受講できるよう、支援体制を整えております。

取締役就任後においても、必要な知識習得のため、外部講師を招いた研修会開催や外部セミナーへ参加しております。また、監査役については、ガバナンスの一翼を担うべく、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

経営企画室をIR担当及び株主との対話受付の主管部署として定めております。対話手段として、機関投資家向けに説明会やテレフォン・カンファレンスを定期的に開催するほか、個別訪問や物流センター見学会を必要に応じて実施しております。また、個人投資家向け説明会を年間複数回開催しております。

機関投資家向け説明会 年2回(代表取締役出席)

機関投資家向けテレフォン・カンファレンス 年2回(経営陣幹部出席)

個人投資家向け説明会 年8回(経営陣幹部出席)

また情報管理につきましては、内部情報管理規則を定めるとともに、株式会社東京証券取引所が開催するインサイダー取引防止に関するセミナーに参加するなど、株主との対話に際しての情報管理も徹底して行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社メディopalホールディングス	31,853,485	50.12
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	2,076,200	3.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,829,800	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,741,600	2.74
PALTAC従業員持株会	1,338,600	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	939,400	1.48
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	887,700	1.40
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	729,400	1.15
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	629,550	0.99
ライオン株式会社	606,900	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社メディopalホールディングス(上場:東京)(コード) 7459

補足説明 **更新****3. 企業属性**

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引条件等については、客観的な情報をもとに合理的に決定しており、一般的な取引条件と著しく相違しないことを十分に確認し決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 **更新**

親会社の企業グループにおける当社の位置付け及び関係について

株式会社メディopalホールディングスは、当社議決権の50.22%を有する親会社であります。当社は「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」、親会社グループは「医療用医薬品等卸売事業」をそれぞれ主たる事業としており、取り扱い商品や流通形態等が大きく異なることから、現状は、当社の事業と親会社グループの事業との間に競合関係はなく、当社の自由な営業活動や経営判断に影響を与えるものではありません。

また、当社の事業戦略、人事政策等につきましては、全て当社が独立して主体的に検討のうえ、決定しております。

親会社グループとの人的関係につきましては、当社の取締役1名が親会社の取締役を兼務しておりますが、これは親会社グループにおける「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」セグメントの代表者として、当社の業績等の報告、業界動向の説明を行うだけでなく、親会社に対する当社としての適切な主張等を行うことにより、親会社からの独立性を確保することを目的としております。

以上により、親会社グループからの一定の独立性は確保されているものと認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
余郷勝利	他の会社の出身者											
野上秀子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
余郷勝利	○	当社の独立役員として指定しております。	日本を代表する自動車製造関連企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の決定や業務執行の監督等において、独立した立場から参画することを目的に、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。
野上秀子	○	当社の独立役員として指定しております。	小売業界において培った豊富な経験・知識を有しており、当社の決定や業務執行の監督等において、独立した立場から女性の目線で参画することを目的に、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員とし

		ての要件を満たしており、当社との間に特別な 利害関係もないことから、一般株主との間に利 益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適 格であると判断したためであります。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)に対して、年間の監査計画を提示するとともに、会計監査人の会計監査の効率性、有効性を担保するため、監査資料の提供を行っております。また、必要に応じて会計監査人の監査に同行し、監査内容に関する報告を受け、意見及び情報交換を行っております。
 監査役は、内部監査部門である監査部から原則毎月、監査結果の報告・説明を受け、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
萩原庸介	他の会社の出身者													
鈴木秀夫	他の会社の出身者													
小寺陽平	弁護士													
亀井浩	他の会社の出身者						△							

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萩原庸介		――	当社の事業分野である一般用医薬品業界における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社のコンプライアンス体制構築・維持の観点から、監査体制を強化することを目的に、

			社外監査役として選任しております。
鈴木秀夫	○	当社の独立役員として指定しております。	金融関連企業を中心とした経営者としての豊富な経験と知識を活かし、独立した立場から監査体制を強化することを目的に、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。
小寺陽平	○	当社の独立役員として指定しております。	弁護士として企業法務に関する豊富な知識を有し、主に適法性の観点から独立した立場で監査に反映することを目的に、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。
亀井浩	○	当社の独立役員として指定しております。 亀井浩氏は、当社取引先である株式会社マンダムの業務執行者の経歴があります。（代表取締役副社長執行役員を2012年6月退任）	当社事業エリアである化粧品関連の製造業における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から監査体制を強化することを目的に、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役へのインセンティブ付与は行っておりません。また、取締役の業績評価と報酬の関係を明確にするため、業績評価を都度の役員報酬・賞与に反映することとし、役員退職慰労金制度はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に支払った報酬（平成27年3月期）
 取締役12名 597百万円
 監査役4名 65百万円
 計16名 663百万円
 上記取締役に対する報酬には、社宅提供等の非金銭報酬として7百万円を含んでおります。

なお、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部取締役の報酬を個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬のうち、金銭報酬については平成18年6月26日開催の第78期定時株主総会決議により年額750百万円以内、非金銭報酬については平成21年6月23日開催の第81期定時株主総会決議により年額20百万円以内と定められております。金銭報酬における個別の報酬額については、年間の限度額の範囲内において、取締役会において決定しております。非金銭報酬については、年間の限度額の範囲内において、内規に従い社宅の提供を行っております。監査役の報酬については、平成21年6月23日開催の第81期定時株主総会決議により年額150百万円以内と定められており、各監査役の個別の報酬額については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、議案の事前説明を実施する体制を整備しております。また、非常勤の社外監査役には、取締役会に先立ち監査役会を開催し、常勤監査役から取締役会議案の事前説明及び検討を実施し、取締役会における社外監査役としての監査機能が十分に発揮できるよう対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

取締役会は、14名の取締役(うち社外取締役2名)で構成し、監査役出席のもと原則毎月1回以上開催しており、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討及び決定するとともに、業務執行状況の監督機関として位置付けております。

(2) 監査役会

監査役会は、5名の監査役(うち社外監査役4名)で構成し、取締役の職務執行状況を監査しております。監査役は取締役会に出席し経営全般に対する監視機能を発揮するとともに、法令・定款違反、競業取引や利益相反取引等の事実の有無についての監査を実施しております。また、監査役は監査部及び会計監査人と適宜に情報交換を行い、監査の実効性を高めております。

(3) 内部監査

内部監査は、内部監査規則に基づき、社長直轄の監査部が担当しております。監査部は年度ごとに作成した「監査計画書」に基づき、業務全般にわたる業務及び会計に関する監査並びに財務報告に係る内部統制の有効性評価を行い、改善が必要な事項については速やかに改善の勧告・指導を行っております。

(4) 会計監査

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はなく、また同監査法人は従来より自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる従事者の構成については下記のとおりであります。

業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 土居 正明(継続監査年数3年)

指定有限責任社員 業務執行社員 三宅 潔(継続監査年数6年)

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士11名、その他9名

(5) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役に余郷勝利氏、野上秀子氏の2名を選任し、また社外監査役に萩原庸介氏、鈴木秀夫氏、小寺陽平氏、亀井浩氏の4名を選任しており、当社と社外取締役及び各社外監査役との間に、人的関係、資本関係、取引関係その他利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を採用しております。

取締役14名(うち社外取締役2名)で取締役会を構成し、監査役出席のもと、原則毎月1回以上開催し、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討及び決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として位置付けております。また、監査役は5名(うち社外監査役4名)が就任しており、取締役の職務執行について、適法性、効率性の観点から、厳正な監視を行っております。各監査役は、取締役会に出席するとともに、その他の経営に係る重要な会議への出席、部署往査、書類の閲覧、取締役との協議等により経営方針、職務執行状況を客観的な視点で監査しております。

また、社外監査役は、当社と人的関係、資本関係、取引関係その他利害関係のない立場で、客観性及び独立性を確保した監査を実施しております。

以上により、当社は、経営に対しての客観性・中立的な監視体制が有効に機能していると考えており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を集中日以外に開催することにより、より多くの株主様が出席できるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使を迅速かつ活発にするため、パソコン・携帯電話等の電磁的方法による議決権行使が可能となる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加し、直接機関投資家から電磁的方法による議決権行使が可能となる環境を整えております。
その他	自社のホームページに招集通知、決議通知の掲載を行うなど、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会は年2回、第2四半期及び期末決算に合わせて、代表取締役が出席し開催しております。当社への理解を深めていただけるよう、個別ミーティング等も開催し積極的に活動しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、IR資料として、決算短信（日本語版・英語版）、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集ご通知、株主通信、その他適時開示資料等を適時適切に掲載しております。 (http://www.paltac.co.jp/tomorrow/index.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	
その他	アナリスト等に対し、物流センター等の施設見学会を適宜開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページにCSR情報として、基本的な考え方をはじめ、事業活動、環境、社会における取組み等を掲載しております。 (http://www.paltac.co.jp/attitude/index.html)

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制基本方針」を次のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)事業展開の指標となる経営理念、会社の目標を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。さらに、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。

(2)内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規則、個人情報取扱基準等の社内規程により、保存及び管理(廃棄を含む)を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理体制については、損失発生時の未然の防止や早期発見のため、情報管理規則、情報セキュリティ・ポリシーをはじめ、リスクマネジメント基本規則、CSR委員会規則その他各種社内規程、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、見直し等を行い、その周知徹底を図る。

また、大規模地震等災害発生時の使用人の安否や事業継続の可否を早期に把握するため、災害対策マニュアルや安否確認システムを導入している。

(2)通常業務については、代表取締役社長の直轄組織である監査部が内部業務監査を行うものとし、リスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、代表取締役社長が主体的役割を担う。

(3)金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、CSR推進本部が内部統制の維持・整備を進める部門とし、モニタリングを実施するための機能を、監査部に付加し、損失の危険を早期に発見することに努める。

(4)反社会的勢力による経営活動への関与については、CSR推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)経営組織及び職務分掌並びに職務の権限と責任を明確にするための社内規程を取締役会において制定し、これに基づき組織的かつ効率的な企業運営を行う。

(2)代表取締役社長は、決算会議・営業会議などの会議体を主催し、組織間の意思統一や連携を図り、職務を執行する。

(3)予算管理規則に基づき経営計画を策定し、ITを活用した効率的な業務を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)社内規程を整備し、使用人に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。併せて、定期的な研修やCSR委員会の活動を通じ、使用人に対して当社の社会的責任・法令遵守についての意識を啓蒙する。

(2)公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、ガイドラインなどの制定を行うとともに、使用人に対し周知徹底を図る。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、子会社と相互に連携を図ることにより、上記第1項から第5項までの体制の構築、運用、整備に努める。また、関係会社管理規則に則り、必要に応じて子会社に関係資料等を提出させ、経営計画や事業戦略等の重要事項の事前承認を行う。

(2)監査部は、当社及び子会社に対して統一的な監査基準のもとに内部業務監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても、必要に応じて有効性評価を実施する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役から求めのあった場合は、以下の事項に準拠した専任の補助すべき使用人を置くこととする。

(1)監査役の職務を補助すべき専任の使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とする。

(2)監査役の職務を補助すべき専任の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとする。

(3)取締役は当該補助すべき使用人に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意する。

8. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

(1)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(2)上記の報告及び情報提供の主なもの、次のとおりとする。

イ. 経営状況

ロ. 事業遂行状況

ハ. 財務状況、月次・四半期・期末決算状況

ニ. 監査部が実施した内部監査の結果

ホ. リスク管理の状況

ヘ. コンプライアンスの状況(内部通報された事実を含む)

ト. 事故・不正・苦情・トラブルの状況

チ. 業績の発表内容・重要開示書類の内容、その他対外的に公表する事実

(3)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請の有無を問わず、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。

(4)監査役へ報告した者に対して、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2)監査役からの要請があった場合、監査部及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また重要会議へ監査役が出席すること、さらに内部監査部門、法務部門その他の管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制の確保をする。

(3)当社は、監査役が監査の実施のために所用の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

当社は、反社会的勢力による経営への関与については、CSR推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応部門

CSR推進本部を中心に発生した事案の関係部と協力して対処いたします。

- ・責任者：CSR推進本部長
- ・事務局：CSR推進本部コンプライアンス法務部
- ・関係部署：事案発生 of 各部署(支社)

(2) 外部専門機関との連携状況

大阪府企業防衛連合協議会、東警察署管内企業防衛対策協議会に加盟するとともに、適宜顧問弁護士と連携を図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報収集について

企業防衛対策協議会から反社会的勢力に関する情報を収集し、社内イントラネットを通じて周知させております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

以下の項目について取りまとめたマニュアルを作成しております。

- ・基本的心構え
- ・具体的対応要領
- ・報告、相談体制

(5) 反社会的勢力排除条項の規定

取引基本契約書等の契約書に、反社会的勢力との関係が判明した場合の契約解除条項を規定しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

The organizational chart illustrates the internal control system. At the top is the Shareholders' Meeting (株主総会). Below it is the Board of Directors (取締役会, 14 members). The Representative Director (代表取締役社長) reports to the Board of Directors. Below the Representative Director are the Executive Officers (担当取締役), Department Heads (本部長), and Departments (各部門). The Board of Auditors (監査役会, 5 members) and the Accounting Auditor (会計監査人, Audit Firm) are also shown. The Internal Audit Department (内部監査部門, Audit Department) is part of the internal control system. The CSR Committee (CSR委員会) is also shown. Arrows indicate the flow of proposals, reports, supervision, and instructions.

```
graph TD; Shareholders[株主総会] -- "提案・報告" --> Board[取締役会<br/>(14名)]; Shareholders -- "選任・解任" --> Board; Board -- "選定・監督" --> RepDir[代表取締役社長]; RepDir -- "提案・報告" --> Board; RepDir -- "監督・指示" --> ExecOff[担当取締役]; ExecOff -- "提案・報告" --> RepDir; ExecOff -- "監督・指示" --> DeptHead[本部長]; DeptHead -- "提案・報告" --> ExecOff; DeptHead -- "監督・指示" --> Dept[各部門]; Dept -- "提案・報告" --> DeptHead; Dept -- "監査・改善命令" --> InternalAudit[内部監査部門<br/>(監査部)]; InternalAudit -- "報告" --> RepDir; InternalAudit -- "報告" --> Board; InternalAudit -- "報告" --> AccountingAuditor[会計監査人<br/>(監査法人)]; AccountingAuditor -- "会計監査" --> InternalAudit; Board -- "出席・意見陳述" --> AuditBoard[監査役会<br/>(5名)]; AuditBoard -- "業務監査・会計監査" --> InternalAudit; CSR[CSR委員会<br/>(注)] -- "提案・報告" --> Board; CSR -- "提案・報告" --> RepDir;
```

また、当該委員会の事務局はCSR推進本部が担当しております。

1. 適時開示の担当組織

(1) 情報の集約及び管理は、情報取扱責任者である経営企画室長が行います。

- (1) 情報の集約及び管理は、情報取扱責任者である経営企画室長が行います。
- (2) 情報の重要性の判断、適時開示情報の可否については、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める適時開示に係る規則等に従い関係各部門で検討し、適時適切な情報開示に取組みます。
- (3) 会社情報の開示資料作成及び適時開示は、情報取扱責任者である経営企画室長の指揮のもと経営企画室が担当し、開示資料作成に際しては、関係各部門との連携を行います。

(1) 決定事実に関する情報開示

決定事実については、適時開示規則に従い適時適切な情報開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報開示

発生事実については、発生した情報を迅速に情報取扱責任者に集約し、適時開示規則に従い適時適切な情報開示を行うとともに、取締役会に報告いたします。

(3) 決算に関する情報開示

決算に関する情報開示については、財務本部が決算財務数値を作成の上、監査役出席のもと取締役会において承認後、情報取扱責任者を中心に、適時適切な情報開示を行います。

上記、情報開示につきましては、適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて行うとともに、関係記者クラブへの資料投函と、必要に応じて会見を行います。

また、速やかに当社のホームページに掲載を行います。

適時開示の流れは次のとおりです。

